

十月定例会の会議録をのぞいて、みよ
5。

十月十一日から二日間で、場所は教育
委員会室、全員が出席となっている。

まず教育長が、前回の会議以来の処理
落みの重要条件について報告して委員の
了承をもとめるわけである。

なるほど教育委員会は、教育事務につ
いての執行機関である。しかし委員は非
常勤だからふだんの仕事は大きく教育長
にまかせられることになる。だから、一
般的な方針は教育委員の手で、その方針
に基く処理は教育長の手によって行われ
るという委員会行政のあり方が生れてく
るわけである。

それでは今回はどんなことが報告され
ただろうか。

1 市町村教育委員会教育長の任命承認
について

2 知事の権限に属する事務の一部の委
任及び補助執行させることの決定につ
いて

3 会津農林高等学校西山分校の焼失に
ついてなど七件であった。

ついで諸陳情についてどうするかを審議
される。「住民につながる教育行政を」
というのが教育委員会制度のねらいであ
るだけにこの陳情をとおして反映される
県民の声は教育委員会にとって貴重な
「窓」ということができる。

いよいよ議案の審議に入る。議案第一
号より議案第六号まで熱心な討議が続け
られる。

教育長の提案理由の説明、各課室長の
補足説明、質疑討論、採決こうして一つ
一つの議案が決定される。

こうして決定された方針によって事務
局は事務を執行していくのである。

最後に次回の日程が論議され、また雑
件として県内視察のことが話題にのって
二日にわたる会議は終りを了げた。

これが会議録にあらわれた活動する教
育委員会の生態である。

こうして会議が定例会として毎月一回
必要ある場合は随時に臨時会が開かれ
る。

二、反映する県民の声

— 陳情書のなかから拾う —

教育委員会は合議制の行政機関であ
る。それは、教育行政について民意に即
する公正な意思を確保しようとする考え
方に基づくものである。とすれば、県民
の声を反映する諸陳情の実際を知ること
は大切なことである。

諸陳情の中にどういふものがあり、そ
れはどういう問題を包んでいるのであ
ろうか。

教育委員会への民意の反映はどうか行われたか 四月～二月陳情調

月受 日付	件 名	提出者(略記)	採 否
4・14	鹿島町立真野中学校屋内体操場建築について	町長外二	保留
4・16	安積高等学校第二部運動場拡張について	湖南村長外一	採扱
4・26	郡山盲ろう学校寄宿舎の設備拡充について	父兄	採扱
5・7	小名浜高等学校図書館建築について	P T A会長外一	保留
5・21	相馬農業高等学校家庭科別科の全日制切替並 びに鹿島分校の農業土木科設置方について	市長外七	保留
5・25	埴高等学校運動場整備について	町長外一	採扱
5・31	県立図書館建築促進方について	原図書館大会長	採扱
6・4	磐城市立泉中学校屋内体操場建設について	市教育委員会	保留
6・28	平盲ろう学校校舎及び寄宿舎新築について	市長外三	採扱
	近津中学校屋内体操場建築について	近津建設促進会々々	保留
	司書教諭講習開催方について、	長	採扱
	若松商業高等学校農業独立校舎建設について	農学科独立校舎期 研究会	採扱
	雪害費、燃料費、旅費の増額について	長外一	採扱
	高校教育予算の確保について	全会津高校P T A 連理事長外三	採扱
	各種振興法に基く県費負担の確保について	長	採扱
7・2	教育費予算の確保についてその他	原中学校長会長	採扱
7・13	地財法適用下本県義務教育の適正についてそ の他	原小学校長会長	採扱
8・2	教員定数並びに給与費について	原小中学校長会長	採扱
8・8	滝根中学校増築について	町長	採扱
	県立高等学校の統廃合阻止についてその他	原高校P T A連会	採扱
	僻地教育振興について	原山村教育研究会	採扱